

IV.「元気なまちづくり」に向けた7つの提言

行政の取り組み編

提言1.「街なか」居住者を増やそう

郊外における住宅開発やロードサイドショップの進展、教育機関、医療機関、行政機能などの郊外への流出等を背景に地方都市における「街なか」居住者の人口は激減した。

このことは、居住者の高齢化とあいまって、地域コミュニティの崩壊や地域活力の低下をもたらし、「街なか」の「まちづくり」を一段と難しくさせている。

今後ますますの人口減少や高齢化の進展が予想される中、「コンパクトなまちづくり」を進める上でも、郊外に拡散してしまった居住者を再度「街なか」へと呼び戻すことが不可欠である。

①まちの「暮らす」魅力を高めよう

通勤世代が期待できる大都市近郊と異なり、地方都市の「街なか」は一般的に居住ニーズが低い傾向にある。郊外居住者を「街なか」に呼び込むためには、一定のインセンティブが必要なというまでもないが、まちそのものの魅力を高めることが重要。

②様々な機能を「街なか」に集約しよう

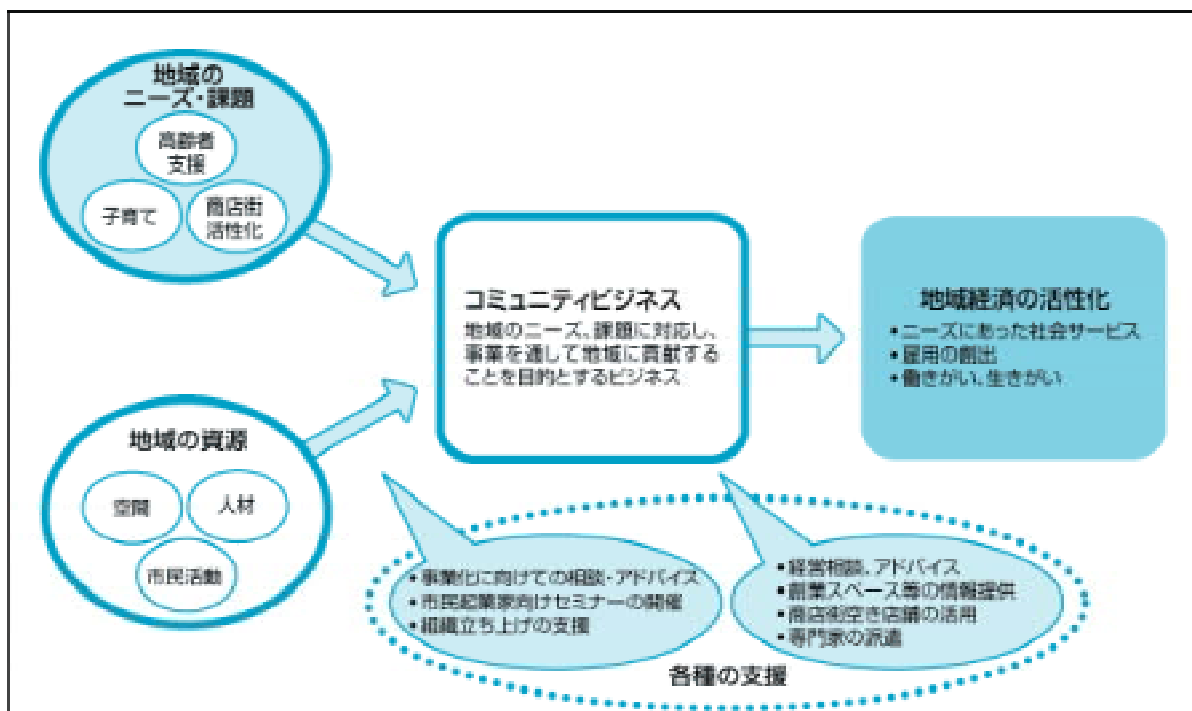
郊外に流出してしまった教育、医療、行政などの様々な機能を再度「街なか」に呼び戻すとともに、少子高齢化の進展を見据え、介護施設など福祉機能を「街なか」に積極的に呼び込むことにより、雇用、生活の場としての「街なか」を再生していくことが重要。

また、特に衰退して久しい地方中小都市の中心市街地等においては、生活支援サービス産業が経済原理にのっとり再興する可能性は低いことを踏まえ、NPOや地域住民が自発的に展開するコミュニティビジネスを行政としても積極的に支援することにより、介護や子育て支援などの地域のサービス水準を高めていくことも重要。

参考：コミュニティビジネスとは

- 地域住民やNPO等がその地域のニーズに対し、住民自らが地域資源を活用して取り組む地域密着型の小規模な事業活動。
- 生活支援（子育て、介護、家事など）、環境対策（リサイクルなど）、地域振興（商店街活性化など）等、行政や一般企業では対応できないサービスを提供。
- 主な担い手は、NPO、住民主体のベンチャー企業、企業組合など。

※経営基盤が脆弱で人材が不足しがちな担い手組織に対し、行政としてもその自主性、自立性を損なわない範囲内で資金調達や人材育成などの支援を行うことが必要。



【参考：横浜市ホームページ】

③ 郊外開発を抑制しよう

郊外における積極的な住宅開発や郊外大規模店舗の立地の許容が「街なか」の衰退を招いてきたことを踏まえ、都市計画制度等の土地利用制度を有効に活用しつつ、場合によっては税制度まで踏み込みつつ郊外開発を厳に抑制していくことが必要。

また、同時に、そのような取り組みを講ずるにあたっては、市民の全面的な協力を得る上でも、行政として市民を啓蒙啓発しつつ市民のコンセンサスを得ていくことが必要。

【例．岐阜県高山市潤いのあるまちづくり条例】

④ 「街なか」人口定着を図る誘導政策を積極的に講じよう

郊外居住者を「街なか」に誘導していくためには、その呼び水としてなお行政にかかる期待が大きい。小額の支援を多くの人に供するの一案ではあるが、「街なか居住」を動機づける魅力のある支援措置を提供するという意味において、限定的な地域に重点的に資金を配分する方策も視野に入れながら、経済的感覚をもった支援措置を講ずることが必要。

【例．石川県金沢市まちなか住宅建築奨励金】